

# 第12回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日	平成27年1月22日（木）
時 間	午後1時45分～
会 場	職員会館かもがわ 大多目的室

## 1 開会あいさつ（文化市民局長）

## 2 報告案件

- (1) これまでの路上喫煙対策の取組について
- (2) 「たばこマナー向上活動団体」制度の取組について

## 3 その他

## 4 閉会あいさつ（市民生活部長）

## 第12回「京都市路上喫煙等対策審議会」

### 配 布 資 料

#### 京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

資料1	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例・施行規則	・ P. 1
資料2	これまでの路上喫煙対策の主な取組について	・ P. 9
資料3	周知啓発について	・ P. 15
資料4	過料処分件数について	・ P. 21
資料5	路上喫煙率について	・ P. 23
資料6	喫煙場所の設置について	・ P. 25
資料7	「たばこマナー向上活動団体」制度の取組について	・ P. 27

## 京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
会長	吉田 雄大	弁護士
副会長	成田 秀樹	京都産業大学法学部教授
委員	宇津 克美	京都商店連盟会長
"	大庭 純子	市民公募委員
"	久保 優佳	京都市中学校P T A連絡協議会副会長
"	小石 玖三主	西京区市政協力委員連絡協議会世話人代表
"	土谷 美知子	洛和会音羽病院呼吸器内科部長
"	大和 舞	市民公募委員

# 資料 1

平成 19 年 6 月 1 日

条例第 2 号

## 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

### (目的)

第 1 条 この条例は、路上喫煙等の禁止等により、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙等 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車（同法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。

### (本市の責務)

第 3 条 本市は、路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに、路上喫煙等の禁止等に関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

### (市民等及び事業者の責務)

第 4 条 市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、路上喫煙等の禁止等に関する本市の施策に協力しなければならない。

### (路上喫煙等禁止区域の指定)

第 5 条 市長は、市民等の身体及び財産への被害を防止し、並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、期間又は時間限つて行うことができる。
- 3 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第 7 条に規定する審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該路上喫煙等禁止区域内の見やすい場所に、別に定めるところにより標識の設置又は標示をしなければならない。

5 路上喫煙等禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。  
(路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。

(審議会)

第7条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第11条 第6条の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、市規則で定める日から施行する。（平成20年3月27日規則第74号で平成20年6月1日から施行）

## 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則

### (用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

### (路上喫煙等監視指導員)

第2条 路上喫煙等の禁止等に係る啓発活動、路上喫煙等禁止区域における指導、条例第11条に規定する過料（以下「過料」という。）の処分及び徴収（以下「過料の処分等」という。）その他の路上喫煙等の禁止等に関する事務を行わせるため、路上喫煙等監視指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、市長が任命する。

3 指導員は、路上喫煙等の禁止等に関する事務を行うときは、路上喫煙等監視指導員証（第1号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (過料の処分等に係る権限の委任)

第3条 市長は、指導員に過料の処分等に係る権限を委任する。

2 市長は、必要があると認めるときは、過料の処分等に係る事務を自ら執行する。

### (標識の様式)

第4条 条例第5条第4項に規定する標識の様式は、第2号様式による。

### (審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第8条 この規則に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(過料)

第9条 過料の額は、1,000円とする。

2 過料の処分に係る地方自治法第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は、路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書（第3号様式）により行うものとする。

3 過料の処分の通知は、路上喫煙等に係る過料処分決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月24日規則第47号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第75号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第99号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

写真	所 属	年 月 日生	第 号
	氏 名		
上記の者は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第2条第1項に規定する路上喫煙等監視指導員であることを証明します。			
年 月 日			
京都市長			印

第2号様式（第4条関係）



備考 たばこの図柄（火が付いていることを表す部分を除く。）は黒色、煙の図柄は青色、文字及び地は白色、その他の部分は赤色とする。

第3号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書

様	路上喫煙等監視指導員	印
住所	告知の年月日	年　月　日
電話　　—		

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処せられることとなります。		
違反行為の日時	年　　月　　日	時　　分
違反行為の場所	京都市　　区	
この処分に先立ち、地方自治法第255条の3第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与します。		
弁明の方法	弁明を記載した書面の提出	
提出先		
提出期限	年　　月　　日	

注1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合は、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出ください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

第4号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料処分決定通知書

様	路上喫煙等監視指導員 印
住所	通知の年月日 年 月 日
電話 一	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処します。

違反行為の日時	年 月 日	時 分
違反行為の場所	京都市 区	

備考1 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2 第3条第2項の規定により市長が自ら事務を行う場合は、この様式中「路上喫煙等監視指導員 印」とあるのは、「京都市長 印」とする。



## これまでの路上喫煙対策の主な取組について

19年 6月 1日	「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を施行
7月 1日	(路上喫煙等監視指導員を採用 6人)
8月 10日	諮詢1 「路上喫煙等禁止区域の指定について」
9月 19日	答申1 「路上喫煙等禁止区域の指定について」
11月 1日	「市内中心部10路線」(約7.1km)を「路上喫煙等禁止区域」に指定
20年 2月 19日	諮詢2 「過料の金額及び徴収開始時期について」 答申2 「過料の金額及び徴収開始時期について」
6月 1日	<b>過料1千円の徴収を開始</b>
21年 11月 2日	諮詢3 「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
22年 4月 6日	答申3-1「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
7月 1日	「市内中心部10路線」を「御池通、河原町通、四条通及び烏丸通で囲まれた地域」に拡大 (約9.4km・計16.5km) (路上喫煙等防止啓発推進員を任命)
23年 4月 1日	(路上喫煙等監視指導員を増員 6人→9人)
6月 9日	答申3-2「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
24年 2月 1日	「京都駅地域」及び「清水・祇園地域」を「路上喫煙等禁止区域」に指定 (約10.9km・計27.4km)
25年 1月 15日	「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施3団体を認証
26年 10月 1日	「たばこマナー向上活動団体」制度3団体を認証 ・西大路駅周辺を美しくする会 ・龍谷大学学生部及び学友会中央執行委員会 ・佛教大学
12月 1日	「たばこマナー向上活動団体」制度2団体を認証 ・御園橋801商店街振興組合 ・つむぎの街マナー向上隊 (JR桂川駅周辺)



平成19年9月19日  
答申1「路上喫煙等禁止区域の指定について」(抄)

## 1 禁止区域の指定の考え方

- (1) 喫煙する自由を制限する「禁止区域」の指定は、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる（危険性が高い）と想定される地域に限定すべきである。
- (2) 禁止区域の指定に当たっては、市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、かつ、実効性のある取組を進めていくことができる区域とすることが重要である。

## 2 具体的な禁止区域について

禁止区域を「路上喫煙が行われると、やけど等の被害や健康への影響が生じる危険性が大きい、平日及び休日の平均通行者数がともに1,000人以上ある路線」とし、下記に掲げる路線を指定することを妥当とする。

**河原町通**（御池通から四条通まで）  
**新京極通**（三条通から四条通まで）  
**烏丸通**（御池通から四条通まで）  
**六角通**（河原町通から寺町通まで）  
**錦小路通**（新京極通から烏丸通まで）

**裏寺町通**（六角通から四条通まで）  
**寺町通**（御池通から四条通まで）  
**三条通**（三条大橋から烏丸通まで）  
**蛸薬師通**（河原町通から寺町通まで）  
**四条通**（東大路通から烏丸通まで）

## 3 付帯意見

- ・ 路上喫煙等禁止区域の指定については、市民や観光客に対して十分周知を図るとともに、同区域内において路上喫煙等を行う者に対して路上喫煙をやめるよう徹底した指導を行うこと。
- ・ 喫煙者と非喫煙者の共存を目指す観点から、路上喫煙等禁止区域周辺の適当な場所に、周囲に配慮した喫煙設備を設置すること。
- ・ 今後、多数の通行量がある区域については、必要に応じて路上喫煙等禁止区域に追加指定することを検討すること。

### 「路上喫煙等禁止区域」（平成19年11月1日～）



平成20年2月19日

## 答申2 「過料の金額及び徴収開始時期について」(抄)

### 1 金額

過料徴収による抑止効果及び再発防止効果が十分に期待でき、かつ、過料徴収における違反者間の公平性の確保及び現場での効率的な手続きの観点から現金で徴収できる金額として、過料の金額は1千円とすることが妥当である。

### 2 徴収開始時期

平成19年6月1日の条例制定から1年、同年11月1日の禁止区域指定から約半年の節目であり、過料の金額及び徴収開始時期の周知期間として十分な期間が確保でき、更には、春の観光シーズンによる混雑を避けられることから、徴収開始時期は平成20年6月1日とすることが妥当である。



平成22年4月6日

### 答申3－1 「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」（抄）

#### 1 具体的な禁止区域について

禁止区域周辺での路上喫煙者を減少させることができるとともに、これまで以上に市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、取組の広報効果を高めることができる区域として、京都市が提示した案のとおり指定することを妥当とする。

##### ◎京都市案

河原町通、四条通、烏丸通、御池通で囲まれた本市が管理する道路

ただし、京都市案の囲まれた範囲内にある、誰もが通行でき、広く一般に開放されている私有地については、禁止区域の指定に関して、京都市が土地所有者等に説明し、理解が得られる場合には、適時指定するものとする。

#### 2 今後の路上喫煙対策のあり方について

- ・ 禁止区域に指定することによって、高い広報効果が期待できる区域の選定に向けた調査、検討を行うこと。
- ・ 路上喫煙対策を実施する住民団体等と緊密に連携を図り、地域の自主的な活動を支援すること。

#### 「路上喫煙等禁止区域」（平成22年7月1日～）



平成23年6月9日

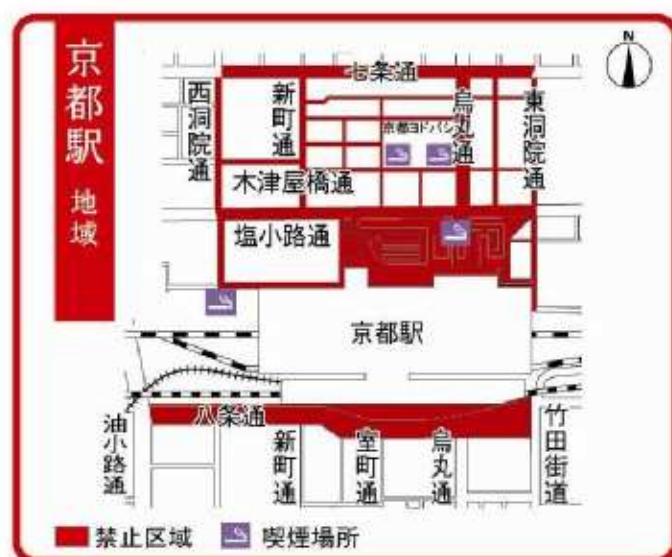
### 答申3－2 「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」（抄）

「京都駅周辺」及び「清水・祇園周辺」地域を禁止区域に指定することを適當と判断する。

より多くの市民及び観光旅行者等が「路上喫煙はいけない。」との認識を共有し、路上喫煙等に対する意識及び喫煙マナーの向上が図られることはもとより、京都市全域において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

なお、禁止区域の指定に当たっては、市民はもとより観光旅行者等に対して、きめ細かな啓発を行う必要があるため、十分な周知期間を設けるべきである。

#### 「路上喫煙等禁止区域」（平成24年2月1日～）



## 周知啓発について

「路上喫煙等の禁止等に関する条例」の趣旨や「路上喫煙等禁止区域」などについて、ポスター等の啓発物や路面標示等による標示、啓発事業や観光雑誌などにより、市民や観光旅行者等に対し周知啓発するとともに、住民団体や事業者に協力依頼してきた。

今年度は、特に外国人旅行者等に、条例を周知するため観光パンフレット（フリーペーパー）や京都市観光協会等のホームページを活用し、多言語による情報発信を行った。

また、たばこマナー向上活動団体制度の本格実施により5団体の認証をした。

さらに、昨年度に引き続き、同志社女子大学生の皆さんに委託し、路上喫煙をはじめとする路上でのマナーに関する市政広報動画を制作し、平成26年10月から京都市公式チャンネル「きょうと動画情報館」（ユーチューブ）に掲載している。

### 1 啓発物

#### (1) ポスター (B3)

市内全域



路上喫煙等禁止区域 (B1・B2・B3)



#### (2) チラシ (A4)



チラシの主な配架先

- ・JNTO 観光案内所  
京都国際交流会館他
- ・京都まちなか観光案内所  
セブンイレブン(市内154店舗)
- ・京都まちなか交通案内所
- ・京都えきなか観光案内所  
JR西日本京都駅鉄道案内所他

#### (3) その他 (ポケットティッシュ、シャープペン、うちわ、クリアファイル等)

## 2 標示

### (1) 路面標示 (30cm × 30cm)



### (2) 路面シート (30cm × 40cm)

禁止区域(過料徴収区域)

市内全域(禁止区域外)



### (3) 立看板 (40cm × 177cm)



### (4) ステッカー・プレート (15cm × 45cm)



### (5) 標識プレート (15cm × 15cm)

### (6) 小型標識板 (47cm × 16cm)



### (6) 観光案内サイン (地図に路上喫煙等禁止区域を色分けして標示)



### 3 啓発活動

#### (1) 各区ふれあいまつり



#### (2) 四都市（京都・大阪・堺・神戸）合同啓発



#### (3) 喫煙場所設置に伴う啓発活動

(たばこマナー向上活動団体)

J R 山科駅前



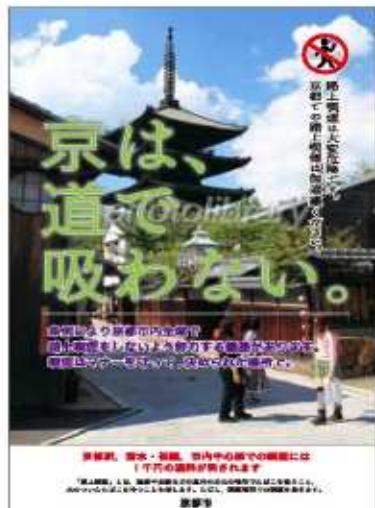
J R 西大路駅前



### 4 観光雑誌等

#### (1) 観光雑誌

(まっぷる京都)

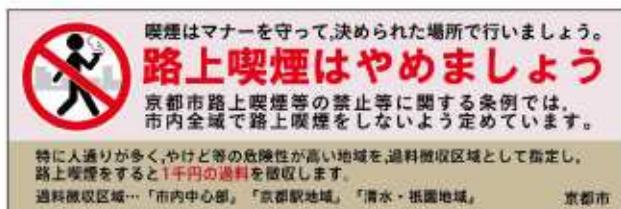


#### 掲載雑誌

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ・まっぷる「京都・奈良」    | 平成25年 7月発行 |
| ・まっぷる「京都へでかけよう」 | 平成25年 8月発行 |
| ・まっぷる「京都・大阪・神戸」 | 平成25年10月発行 |
| ・まっぷる京都         | 平成26年 3月発行 |
| ・歩くまち京都         | 平成25年 8月発行 |
|                 | 他          |

## (2) 観光パンフレット (フリーぺーぺー)

### フリーぺーぺー掲載記事



### 掲載フリーぺーぺー

- ・京都散策物語
- ・京都駅発時刻表
- ・市バス・地下鉄路線図
- ・京都さくらマップ
- ・さくらよさこいパンフレット 他

### 祇園祭宵山巡回ガイド (日本語・英語)



### 祇園祭有料観覧席パンフレット



(平成26年7月発行)

### 京都観光マップ(路上喫煙等禁止区域（過料徴収区域）を色分け等)

日本語、英語、台湾語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国・朝鮮語（ハングル）で掲載



日本語



英語



台湾語（繁体字）



中国語（簡体字）



韓国・朝鮮語（ハングル）

### 「ENJOY KYOTO」9月/10月号 (外国人観光客向け英字フリーぺーぺー)

**THANK YOU FOR NOT SMOKING  
ON STREETS AND SIDEWALKS**

Persons who smoke in the  
"Public Nonsmoking Area"  
must pay a 1000 yen fine.

**Stop Smoking on the streets**  
In Kyoto City all public areas within the city have regulations.  
asking people to refrain from smoking on the areas.

## (5) ホームページ

### 京都市情報館



### KYOTO MAGO no TE【6箇国語】

(京都市観光協会)



### 京都観光 Navi

(観光 MICE 推進室)



### Kyoto Official Travel Guide【13箇国語】

(京都文化交流コンベンションビューロー)



## 5 「きょうと動画情報館」市政広報動画

### 平成25年度



タイトル シロくんとクロくんの  
路上喫煙絶対ノンノン  
～京都観光編～

制 作 同志社女子大学学芸学部  
情報メディア学科  
時 間 3分40秒  
配信開始 平成25年11月21日

### 平成26年度



タイトル はんなりレンジャー  
～公共マナー啓発の巻～

制 作 同志社女子大学学芸学部  
情報メディア学科  
時 間 8分00秒  
配信開始 平成26年10月31日



## 過料処分件数について

路上喫煙等禁止区域では、路面標示や立看板等で標示するとともに、路上喫煙等監視指導員が巡回し、違反者に対しては過料の処分と徴収を行っている。

なお、過料処分件数は、路上喫煙等禁止区域の拡大により、平成24年度までは増加していたが、一定の周知・啓発ができたことや、巡回等により、平成25年度より減少傾向にある。

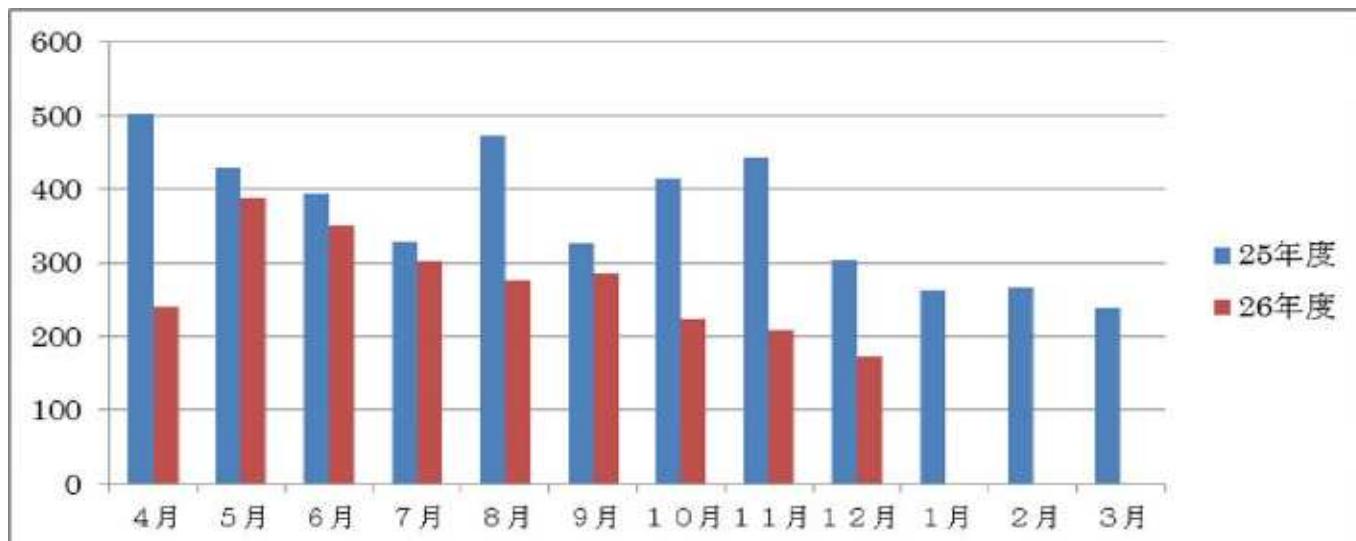
### 1 過料処分件数（年度別）

(平成26年12月末現在)

年 度	件 数 (件)	備 考
平成20年度	480	H20.6.1 過料1千円の徴収を開始
平成21年度	391	
平成22年度	2,754	H22.7.1 「市内中心部10路線」を「御池通、河原町通、四条通及び烏丸通で囲まれた地域」に拡大
平成23年度	5,638	H24.2.1 「京都駅地域」及び「清水・祇園地域」を「路上喫煙等禁止区域」に指定
平成24年度	6,794	
平成25年度	4,380	
平成26年度	2,447	平成26年12月末現在
合 計	22,884	

### 2 過料処分件数（月別）

(※下図は、全地域の月別件数をグラフにしたもの。)



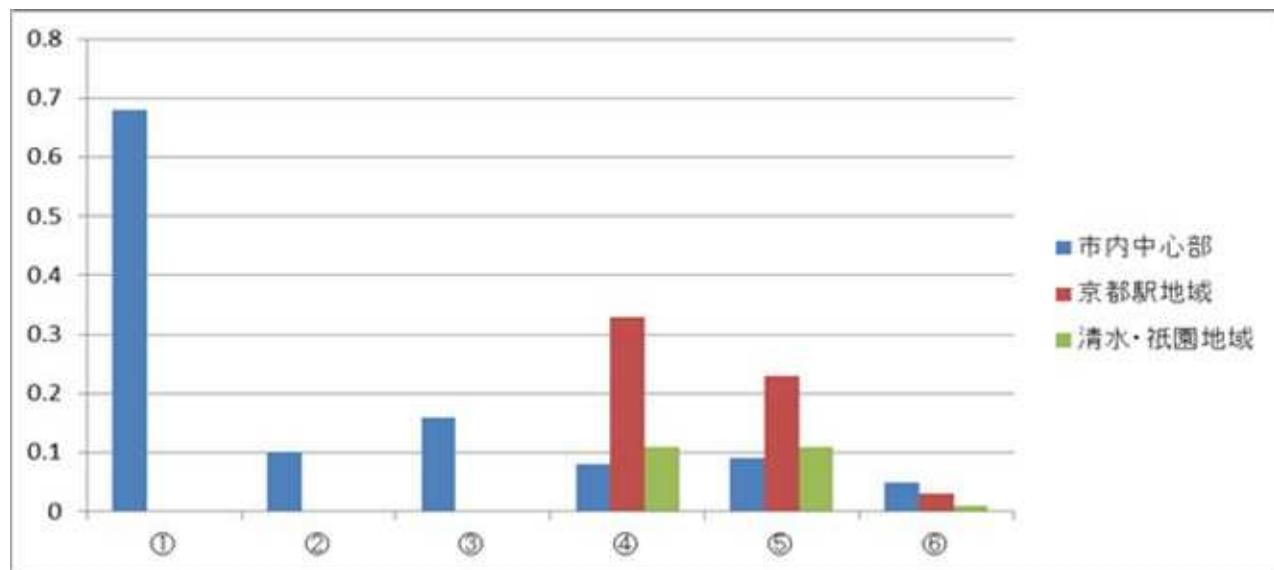
	地 域 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2 5 年 度	全 地 域	502	429	394	328	472	327	415	442	303	263	266	239	4,380
	市内中心部	119	122	128	97	102	94	205	202	131	112	115	90	1,517
	京 都 駅	340	279	240	214	334	209	166	197	135	113	118	131	2,476
	清 水 ・ 祇 園	43	28	26	17	36	24	44	43	37	38	33	18	387
2 6 年 度	全 地 域	240	389	351	302	276	285	224	208	172				2,447
	市内中心部	82	147	126	143	121	107	77	90	69				962
	京 都 駅	140	211	184	137	128	158	131	106	90				1,285
	清 水 ・ 祇 園	18	31	41	22	27	20	16	12	13				200



## 路上喫煙率について

1時間当たりの通行者数と喫煙者数を、平日と休日の各1日、昼間と夕方に定点調査を行っている。

市内中心部では、平成22年7月に「御池通、河原町通、四条通及び烏丸通で囲まれた地域」を禁止区域に指定した後、路上喫煙率は一時上昇したが、3地域とも、禁止区域に指定する前と比べて減少している。



※路上喫煙率 : 1時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合 (単位 : %)

	調査時期	市内中心部	京都駅地域	清水・祇園地域	備 考
①	平成19年7月～9月	0. 68			H19. 11. 1 「市内中心部10路線」を 「路上喫煙等禁止区域」に指定
②	平成20年8月	0. 10			H20. 6. 1 過料1千円の徴収を開始
③	平成22年8月	0. 16			H22. 7. 1 「市内中心部10路線」 を「御池通、河原町通、四条通及 び烏丸通で囲まれた地域」に拡大
④	平成23年12月	0. 08	0. 33	0. 11	H24. 2. 1 「京都駅地域」及び「清水・祇園 地域」を「路上喫煙等禁止区域」 に指定
⑤	平成24年2月	0. 09	0. 23	0. 11	
⑥	平成26年10月	0. 05	0. 03	0. 01	



## 喫煙場所の設置について

喫煙マナーの向上や、喫煙者と非喫煙者の共存の観点から、路上喫煙等による危険性がなく、周囲に配慮した喫煙場所の設置に取り組んでいる。

また、京都市以外が設置している喫煙場所についても、協力が得られたところについては、条例の趣旨を周知啓発するメッセージボードを設置している。

	設 置 場 所 等	供用開始日
①	四条西木屋町（西木屋町通四条上ル）	路上喫煙等禁止区域
②	新京極公園内（四条通寺町下ル東入）	路上喫煙等禁止区域
③	清水坂観光駐車場（休憩所内）	路上喫煙等禁止区域
④	清水坂観光駐車場（北側緑地帯内）	路上喫煙等禁止区域
⑤	京都駅北口広場（京都駅バスターミナル東）	路上喫煙等禁止区域
⑥	東塩小路公園内（西洞院通塩小路下ル）	路上喫煙等禁止区域
⑦	山科駅前（山科駅前バスロータリー北側）	たばこマナー向上活動団体活動区域
⑧	京都駅八条東口	路上喫煙等禁止区域
⑨	JR 山科駅前北広場	たばこマナー向上活動団体活動区域
⑩	JR 西大路駅前	たばこマナー向上活動団体活動区域

灰皿（新京極公園内）



メッセージボード（清水坂観光駐車場）



## 喫煙場所

①四条西木屋町



②新京極公園内



③清水坂観光駐車場（休憩所内）



④清水坂観光駐車場（北側緑地帯内）



⑤京都駅北口広場



⑥東塩小路公園内



⑦山科駅前 (山科駅前バスロータリー北側)



⑧京都駅八条東口



⑨JR山科駅前北広場



⑩JR西大路駅前



## 「たばこマナー向上活動団体」制度の取組について

市内全域において、「路上喫煙はいけない。」という認識を浸透させるため、市民や事業者等の団体による喫煙マナーの向上を図るための自主的な活動を支援・協働する「たばこマナー向上活動団体（以下「活動団体」という。）」制度を創設し、活動意欲や活動区域の属性（大学付近、商店街、駅前）などを考慮して3団体を認証し、平成25年1月からモデル実施を行った。

平成26年度からの本格実施においては、モデル実施の状況を踏まえ、喫煙を始める年代への啓発が有効であり、自転車のルール及びマナー等の路上マナーを啓発も有効である大学として「龍谷大学」及び「佛教大学」、他の地域に比べ、路上喫煙等が多い駅周辺及び路上喫煙による危険性が高く、地域における広報効果の高い商店街の中でも、美化推進強化区域であり、長年の間清掃活動など様々な活動を継続的に実施されている「西大路駅周辺を美しくする会」や、「御園橋801商店街振興組合」、そして、新たな集客施設の開業など、今後発展する地域において、路上でのマナーやポイ捨て等に問題意識を持ち、積極的に取り組んでいる、イオンモール京都桂川を中心とした事業者等で結成された「つむぎの街マナー向上隊」の3団体を認証し、喫煙場所の設置や啓発活動に係る支援を行っている。

### 平成26年度「たばこマナー向上活動団体」制度認証団体

団体名	西大路駅周辺を美しくする会	龍谷大学 (学生部、学友会中央執行委員会)	佛教大学
活動区域	JR 西大路駅周辺	深草キャンパス周辺	紫野キャンパス及び二条キャンパス周辺
活動内容	・たばこマナーの向上 ・自転車のルール及びマナー ・違法駐車対策 ・歩きスマホの自粛	・たばこマナーの向上 ・自転車のルール及びマナー ・歩きスマホの自粛	・たばこマナーの向上 ・自転車のルール及びマナー ・違法駐車対策 ・歩きスマホの自粛
活動状況	・毎週水曜日の清掃活動 ・喫煙場所供用開始に伴う啓発活動等	・学生を中心としたマナー啓発活動	・第4回まちビカ☆大作戦中の での啓発活動(H26.11.29)
支援内容	・西大路駅前に喫煙場所設置 ・啓発活動への職員の派遣 ・スタッフジャンバー、帽子、 のぼり等	・のぼり、ウェットティッシュ等 (予定)	・啓発活動への職員の派遣 ・ビブス等(予定)
認証日	平成26年10月1日	平成26年10月1日	平成26年10月1日

団体名	御園橋801商店街振興組合	つむぎの街マナー向上隊 (JR桂川駅周辺)
活動区域	御園橋801商店街	JR 桂川駅周辺 (つむぎの街)
活動内容	・たばこマナーの向上 ・自転車のルール及びマナー ・違法駐車対策 ・歩きスマホの自粛	・たばこマナーの向上 ・自転車のルール及びマナー ・歩きスマホの自粛
活動状況	・御園橋801商店街イベント等での啓発ポスターの掲示等	・桂川駅周辺にて定期的な清掃活動を実施
支援内容	・スタッフジャンバー等(予定)	・桂川駅前に喫煙場所設置(調整中) ・ビブス等(予定)
認証日	平成26年12月1日	平成26年12月1日

## 活動風景

### ・西大路駅周辺を美しくする会

平成26年10月29日（水） JR西大路駅前喫煙場所供用開始に伴う啓発活動



### ・佛教大学

平成26年11月29日（土） 佛教大学 第4回まちピカ☆大作戦



（参考）「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施（平成24年度～25年度）

団体名	立命館大学	伏見大手筋商店街振興組合	山科駅前セーフティネット (安朱自治連合会等で構成)
活動区域	立命館大学衣笠キャンパス内及び周辺	伏見大手筋商店街	JR山科駅周辺
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発物品 (のぼり, ポケットティッシュ等)</li> <li>・啓発活動への職員の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発物品 (懸垂幕, 立看板, チラシ, ポケットティッシュ等)</li> <li>・啓発事業への職員の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発物品 (懸垂幕, 看板, 路面シート, チラシ等)</li> <li>・啓発事業への職員の派遣</li> <li>・喫煙場所の設置（山科駅前）</li> </ul>
認証日	平成25年1月15日	平成25年1月15日	平成25年1月15日
事業開始	平成25年1月21日	平成25年3月15日	平成25年3月27日
効果・課題等	大学においては、喫煙をはじめる年代に対する喫煙マナーの普及啓発は大変重要である。また、キャンパスの全面禁煙化を進める大学では、大学周辺での喫煙マナーの啓発を行う必要性があり、本事業に意欲のある大学と協働して実施することは、学生に対する訴求効果が高く有効である。	多くの人の集まる商店街は、喫煙可能な飲食店もある中、路上禁煙に限って積極的に啓発するのは難しいが、路上喫煙による危険性が高く、また、地域における広報効果も高いため、地域が抱える自転車や歩行者対策などと併せた啓発など支援内容等の工夫が必要である。	駅周辺では、駅構内の禁煙化により、路上喫煙者が他の地域と比べても非常に多いため、喫煙場所の設置等により、喫煙マナーの向上は見られるものの、地域団体だけでなく鉄道事業者と連携した取組みが必要である。